



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月29日（金） 号外（第13号）

## 目次

	ページ
<b>企業管理規程</b>	
○群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程（総務課）	2
○群馬県ゴルフ場管理条例施行規程の一部を改正する規程（団地課）	2
○群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程（総務課）	2
○群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程（発電課）	3
○群馬県企業局発電所保守管理規程の一部を改正する規程（同）	3
○群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程（総務課）	3

規則

群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和六年三月二十九日

群馬県企業管理者 中島啓介

群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程

群馬県企業局組織規程(昭和五十年群馬県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第四十一号までを一号ずつ繰り上げる。  
第五条第七号中「経営企画会議」を「経営戦略会議」に改め、同条に次の一号を加える。

十四 重要施策の企画及び調整に関すること。

第九条の三第二項を削る。

第九条の四の表運転制御部の項中「制御第四係」を「制御第四係、設備管理係」に改める。

第九条の六ただし書中「高浜支所」を「設備管理係」に改め、同条第五号中「及び制御第四係」を「制御第四係及び設備管理係」に改める。

第九条の八ただし書中「高浜支所」を「設備管理係」に改め、同条第八号中「及び制御第四係」を「制御第四係及び設備管理係」に改める。

第九条の九ただし書中「高浜支所」を「設備管理係」に改める。

第九条の十(見出しを含む)中「支所」を「設備管理係」に改め、同条に次の一号を加える。

十二 発電所の維持管理に関すること(工務係、保安係、制御第一係、制御第二係、制御第三係及び制御第四係並びに発電事務所の主管に属するものを除く)。

第二十四条第三項中「主監」の下に「、医監」を加える。  
別表一の表役付職員の項中「室長 主監」を「室長 主監 医監」に改め、別表二の表中

管理総合事務所高浜支所長(総括)	上司の命を受け、支所員を総括及び指導し、支所の事務をつかさどる。
吾妻発電事務所湯川支所長(総括)	上司の命を受け、支所員を指導し、支所の事務をつかさどる。
管理総合事務所高浜支所長	上司の命を受け、支所員を指導し、支所の事務をつかさどる。
吾妻発電事務所湯川支所長	上司の命を受け、支所員を指導し、支所の事務をつかさどる。

吾妻発電事務所湯川支所長 上司の命を受け、支所員を総括及び指導

川支所長(総括)

し、支所の事務をつかさどる。

吾妻発電事務所湯川支所長

上司の命を受け、支所員を指導し、支所の事務をつかさどる。

に改める。

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県ゴルフ場管理条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和六年三月二十九日

群馬県企業管理者 中島啓介

群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程

群馬県ゴルフ場管理条例施行規程(平成十四年群馬県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「に掲示しなければ」を「への掲示その他の適切な方法により、これを公表しなければ」に改める。

第六条第三項中「ゴルフ場ごとに掲示しなければ」を「、当該ゴルフ場内への掲示その他の適切な方法により公表しなければ」に改める。

第九条第一項第二号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和六年三月二十九日

群馬県企業管理者 中島啓介

群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程

群馬県企業局職務権限規程(昭和五十年群馬県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十一号を同条第二十二号とし、同条第十二号から同条第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十一号中「主監」の下に「、医監」を加え、同号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 医監 組織規程第二十四条第三項に規定する医監をいう。

第十条第二項及び第十一号第二項中「主監」の下に「、医監」を加える。

第二十一条第一号中「主監又は」を「主監、医監又は」に改める。

別表第三企業局長の項第二号及び同表課長の項第二号中「主監」の下に「、医監」

を加える。

別表第六の二中「主監」の下に「医監」を加え、「主監 電気保安監」を「主監 医監 電気保安監」に改める。

別表第七経営戦略課の項第二号中「企業局経営企画会議」を「企業局経営戦略会議」に改める。

別表第七の二中「及び電気保安監」を「医監及び電気保安監」に改め、同表主監の項の次に次のように加える。

医監  
一 職員の健康に関すること。

附則  
この規程は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第六号

群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

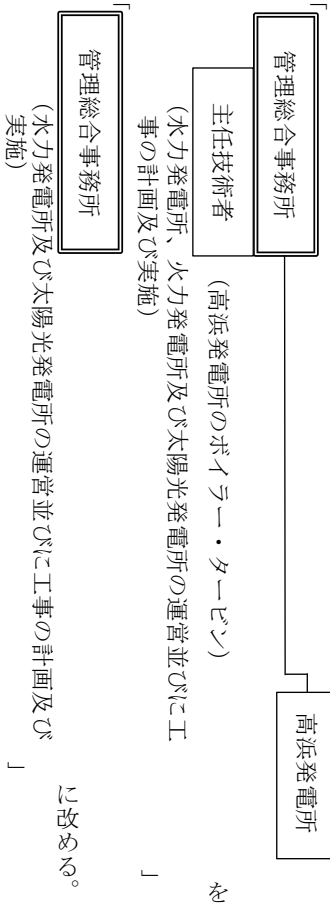
群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程(昭和六十一年群馬県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を削り、同条第二項の表ボイラー・タービン主任技術者の項を削る。

第十二条第一項中、「火力発電設備については別表第三」を削り、「別表第四」を「別表第三」に改める。

第十八条第一項中「次に掲げる点検及び対策等」を「主要機器の点検及び手入れ、必要箇所への防塵、防せい及び防湿対策等」に改め、同項各号を削る。

別表第二中



別表第二水力発電設備の部電気工作物(水路工作物及び配電通信設備を除く。)の項中「一回/100世」を「一回」に、「漏洩状況及び近接幹線並びに水漏れ等、材質検査等(1)近接漏洩や漏洩の状況を確認することができる」を「設備の状況等に応じて別に定める」に改める。

別表第三を削り、別表第四を別表第三とする。

附則  
この規程は、令和六年九月一日から施行する。

群馬県企業局発電所保守管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第七号

群馬県企業局発電所保守管理規程の一部を改正する規程

群馬県企業局発電所保守管理規程(平成十年群馬県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「ガスタービン、蒸気タービン、ボイラー、風車」を削る。

附則  
この規程は、令和六年九月一日から施行する。

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第八号

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程

群馬県企業局財務規程(昭和三十九年群馬県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第二項の表中

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の規定に基づく臨時適性検査の手数料

を

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の規定に基づく臨時適性検査の手数料

会議等で飲用するために提供する飲料(接待用の茶葉等を含む。)であつて、予定価格が五万円未満のもの、物品購入等伺書により支出負担行為の決議ができるものとして別に定めるもののうち予定価格が五万円未満のもの(郵便はがき、郵便切手及び印紙類の購入費を除く。)

第八十五条第十五号に掲げる経費

に改める。

第六十八条ただし書を削る。

第六十九条中「又は前条ただし書に規定する金融機関」を削る。

第八十五条第十六号を同条第十八号とし、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五 電気通信機器の貸借に要する経費(単価又は一月当たりの対価の額が契約等により定められている経費に限る。)

十六 金融機関へ支払う手数料及びこれに付随して支払う月額利用料

第七百二十七条第一項ただし書を削る。

第七百三十二条の七第一項に次の一号を加える。

七 インターネット経由で利用申込を行うことによりサービスの提供を受けられるもののうち、相手方が契約書の作成を求めておらず、かつ、支出の根拠となる利用料金等が事前に明確になっているとき。

第三百三十二条の四十の二及び第三百三十二条の四十の三中「第二十一条の第十四第一項第三号」を「第二十一条の第十三第一項第三号」に改める。

第四百四十条第三項中「管理換え物品受領書(別記様式第六十一号)を管理換えをした物品管理者に送付し」を削る。

第七百七十六条第一項本文中「月」を「事業年度の翌年度」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二百九条の二中「第二百四十三条の二の二第二項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改める。

別表第一の 8 の表中

容量市場収入	販売電力料	販売電力	容量市場応札により将来の供給力 (kW 値) に対し得られる収入
--------	-------	------	----------------------------------

改め、別表第一の 9 の表中

容量市場収入	建物修繕費	修繕費	修繕引当金繰入額	雑修繕費	機械装置修繕費	建築物修繕費
--------	-------	-----	----------	------	---------	--------

「水力、汽力及び太陽光発電設備のうち水力発電設備に係る「建物」に関するものを整理する。以下修繕費については、細節で「材料費」、「請負代」又は「諸費」に整理する。

「水力、汽力及び太陽光発電設備のうち水力発電設備に係る「水路」、「貯水池」及び「調整池」に関するものを整理する。

「水力、汽力及び太陽光発電設備のうち水力発電設備に係る「機械装置」に関するものを整理する。

「水力、汽力及び太陽光発電設備のうち水力発電設備に係る「土地」、「水源かん養林」、「諸装置」及び「備品」に関するものを整理する。

修繕引当金として計上するための繰入額を整理する。

				理する。
		修繕引当 金繰入額		修繕引当金として計上 するための繰入額を整 理する。
		建物修繕 費		「業務設備」の「建 物」に関するものを整 理する。節以下は、 「水力発電費」に準じ て整理する。
		構築物修 繕費		「業務設備」の「構築 物」に関するものを整 理する。細節は、「水 力発電費」に準じて整 理する。
		機械装置 修繕費		「業務設備」の「機械 装置」に関するものを 整理する。細節は、 「水力発電費」に準じ て整理する。
		雑修繕費		「業務設備」の「土 地」及び「備品」に関 するものを整理する。 細節は、「建物修繕 費」に準じて整理す る。
		修繕費		「業務設備」に関する ものを整理する。節以 下は、「水力発電費」 に準じて整理する。

改める。  
別記様式第六十号中「受領したので受領書を出したい」や「受領しました」に改  
める。

別記様式第六十一号を次のように改める。  
別記様式第 91 号 削除  
附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第七十六条の改正規定は、  
同年三月三十一日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---